

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する
条例

(改正理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により蓄電池設備に係る基準等の見直しが行われたことに伴い、蓄電池設備に係る基準を整備し、並びに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離について新たに定めようとするもの

(改正内容)

- (1) キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式）以外の変電設備等についても、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障がない距離を保つこととする。（第11条第1項第3号の2関係）
- (2) 急速充電設備の筐体に、雨水等の浸入防止の措置を講ずることとする。（第11条の2第1項第4号関係）
- (3) 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下で消防庁長官が定める出火防止措置が講じられたもの以外の蓄電池設備について、地震時による転倒等を防止するための措置を講ずることとする。なお、開放形鉛蓄電池を用いた蓄電池設備の電槽は、耐酸性の床上及び台上に設けなければならないこととする。（第13条第1項関係）
- (4) 屋外に設ける蓄電池設備の離隔距離（建築物から3メートル以上）について定めることとする。（第13条第3項関係）
- (5) 蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備については、その設置に係る消防署長への届出を要しないこととする。（第44条第1項第

13号関係)

(6) 固体燃料を用いる厨房設備の離隔距離について定めることとする。

(別表第3関係)

(7) 字句及び引用条項の整理を行うこととする。(第11条第1項第3号、第6号及び第9号並びに第2項並びに第13条第4項関係)

(施行期日)

この条例は、令和6年1月1日から施行することとする。ただし、上記改正内容の(7)(第13条第4項の改正部分を除く。)については、公布の日から施行することとする。

(関係法令)

1 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第48号)

令和5年5月31日公布・施行(一部施行日別途)

第2条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正(令和6年1月1日施行)

消防法第9条の規定により、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定めるとされている。

この「条例の制定に関する政令で定める基準」として、消防法施行令第5条において対象火気設備等の位置、構造及び管理に関する条例の基準が、同令第5条の2において対象火気器具

等の取扱いに関する条例の基準が、それぞれ定められている。

さらに、消防法施行令第5条及び第5条の2において対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準のうち総務省令で定めるとされている事項を定めるものとして「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）」

（以下「対象火気省令」という。）が定められている。

2 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）

令和5年5月31日告示

令和6年1月1日施行

対象火気省令の規定に基づき、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を定めるもの

対象火気省令上の出火防止措置に係る規制の対象外となる蓄電池設備（蓄電池容量10キロワット時を超え20キロワット時以下の蓄電池設備であって出火防止措置が講じられたもの）について定められた。

また、建築物からの離隔距離（3メートル以上）を取らなくともよいこととする延焼防止措置が講じられた蓄電池設備について定められた。